

オ 消費増税に伴う介護保険
サービスの報酬単価及び
保険料の改定について

カ 介護予防・
日常生活支援総合事業の
報酬単価改定について

オ 消費増税に伴う介護保険サービスの報酬単価及び保険料の改定について

2019年10月介護報酬改定率： +2.13%

【主な改定内容】

- ① 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善（介護職員等特定処遇改善加算の創設）（改定率換算 +1.67%）
 経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善または「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」を設定・確保。リーダー級の介護職員について他産業と遜色のない賃金水準の実現。
- ② 消費税率引き上げに合わせた介護報酬等に係る消費税への補てん（改定率 +0.39%）
- ③ 区分支給限度基準額の引き上げ
- ④ 低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の引上げ（改定率 +0.06%）

（ア） 介護職員等特定処遇改善加算

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
訪問介護、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算 (Ⅲ)に より算 出した 単位× 0.9	加算 (Ⅲ)に より算 出した 単位× 0.8
(介護予防) 訪問入浴介護	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
通所介護、地域密着型通所介護	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
(介護予防) 通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
(介護予防) 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (介護予防) 短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
介護老人保健施設 (介護予防) 短期入所療養介護（老健）	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
介護療養型医療施設 (介護予防) 短期入所療養介護（病院等）	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
介護医療院 (介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

加算算定非対称サービス

サービス区分	加算率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

(イ) 区分支給限度基準額の引上げ

	支給限度額（円）【見直し後】	支給限度額（円）【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(ウ) 低所得者の食費・居住費の負担軽減

		基準費用額(日額(月額))	負担限度額(日額(月額))			
			上段：見直し後 下段：現行	第1段階	第2段階	第3段階
食費		1,392円(4.2万円) 1,380円(4.2万円)	300円(0.9万円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)	
居 住 費	多床室	特養等 855円(2.6万円) 840円(2.6万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
		老健・療養、 医療院等 377円(3.6万円) 370円(1.1万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
	従来型 個室	特養等 1,171円(3.6万円) 1,150円(3.5万円)	320円(1.0万円)	420円(1.3万円)	820円(2.5万円)	
		老健・療養、 医療院等 1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)	
	ユニット型個室的多床室		1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)
	ユニット型個室		2,006円(6.1万円) 1,970円(6.0万円)	820円(2.5万円)	820円(2.5万円)	1,310円(4.0万円)

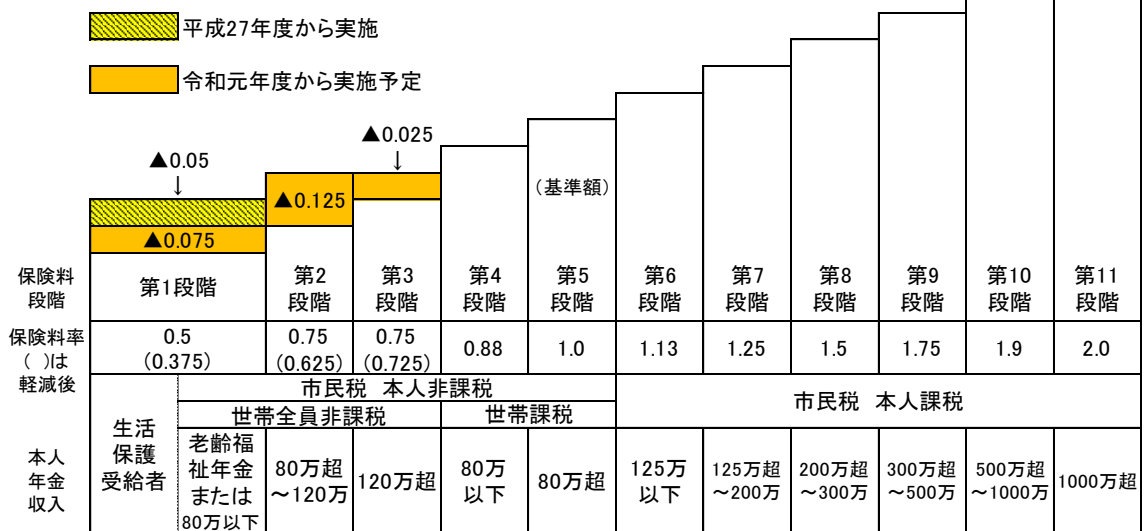
※ その他、サービス別の報酬改定内容については、別紙資料集 P15~24 のとおり。

低所得者に係る介護保険料の改定（軽減）

消費税率の引き上げに当たっては、低所得の第1号被保険者に対する保険料率の軽減措置を行っている。

- ① 平成27年度には、消費税税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、第1段階の保険料率を基準額×0.5から×0.45へ引き下げる軽減措置を行った。
- ② 本年10月からの消費税率10%への引き上げに当たり、政令により第1段階から第3段階の保険料率を次のとおり引き下げることで、本市においても「いわき市介護保険条例」（第16条）を改正し、保険料の更なる軽減を行ったところである。

【軽減の対象となる所得段階別保険料】



【軽減前後の保険料年額の比較】

所得段階	平成30年度	令和元年度
第1段階	32,800円	27,300円
第2段階	54,600円	45,500円
第3段階	54,600円	52,800円

※ 保険料の軽減分の財源は公費負担（国 1/2、県 1/4、市 1/4）にて充当される。

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬体系見直し等について

1 本市の総合事業サービス体系の見直し内容

項目
1 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの出来高制への変更
2 消費増税に伴う単価改正(国の通知によるもの)
3 共生型サービスの導入

2 共生型サービスについて

これまでの原則、介護保険制度優先の下では、障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった際、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあった。



「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的に平成30年4月に同制度が創設され、本市においても介護保険給付サービスでは既に導入されている。



一方、総合事業は市町村ごとの実施となっており、本市においては要支援認定者は利用できない状況にある。要介護認定者と要支援認定者との間で差が生じている状況や、事業者から総合事業での事業実施の意向があることを踏まえ、総合事業においても導入する。

3 報酬体系見直しによる影響

項目	内容	
1 利用者への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数に応じた自己負担額となる。 ・現行相当サービスと多様なサービスの併用が可能になる。 	
2 事業者への影響	(1) 介護予防通所介護相当サービス	・通所介護の給付費全体(介護給付の通所介護+総合事業の介護予防通所介護相当サービス)のうち、約3%減額の見込み
	(2) 介護予防訪問介護相当サービス	・訪問介護の給付費全体(介護給付の訪問介護+総合事業の介護予防訪問介護相当サービス)のうち、約2%減額の見込み

4 スケジュール

- (1) 報酬体系改正に係わる説明会(7月下旬実施済み:314事業所出席)
- (2) いわき市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の改正(10/1施行)
- (3) いわき市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の改正(10/1施行)